

12月定例会

12月 定例会

12月定例会を3日から21日までの会期で開きました。

市長から職員給与に関する条例の一部改正など23議案が、議員から意見書3件など4議案が提出され、原案通り可決しました。

一般質問には16人が登壇しました。

職員の給与に関する条例の一部改正

国家公務員に支給される地域手当との均衡を図る条例を改正するものです。

質疑

職員の給与は、県下の市の中でも最下位だと言われる。生活給、労働対価、労働意欲を損なわないようにきちんとしてほしい。どう対応するのか。

答弁（市長）

を95にし、基本給の見直し

無理な状態にならないよう必要な所に必要な人を配置することをどう考えるか。

ラスパイレス指數
国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指數で示したもの。

をしつかりやつていく。

質疑（三宮議員）

(1) 当市の職員給与は、全国で1、820市町村のうち下から98番目、779市で下から8番目である。

職員にとっては大変な状態である。本当に改善する考え方があるかどうか。

市側は職員給料の改善をするという話だが、この条例改正の地域手当が8%から3%に引き下げになれば、実質的な給与の改善がわずかなもので、到底市の責任を果たしたものとはいえない。よって今回の条例改正に反対する。

（2）保育現場では、臨時職員がかなり多く、正職員が基本的な業務を全部やらなければならず、仕事を自宅に持ち帰らざるを得ないような状態である。

賛成討論（三宮議員）

今日までの国民健康保険制度を市民に役立つようにしてきた市の努力、少しでも市民の負担を軽くするための努力をしていこうと、いう市長の姿勢に対し、賛成する。

採決

賛成起立26人で原案可決

反対4人（三宮、原沢、安井、杉浦）

全員賛成で可決

答弁（市長）

(1) 職員の給与については、重要課題として取り組んでいく。

(2) 正規職員が担当すべき職務、嘱託職員・臨時職員で対応できる職務、そういうものもトータル的に含めて改善を図っていきたい。

（3）正規職員が担当すべき職務、嘱託職員・臨時職員で対応できる職務、そういうものもトータル的に含めて改善を図っていきたい。

条例の一部改正

国民健康保険法の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

質疑（三宮議員）

今後の改正にあたり資産割を減少するとか市民の生活状況に見合った工夫をしてもらいたい。

答弁（保険年金課長）

どういった形が有効的に税率も収納率も上げられて、安定的な医療が受けられるか、そういうものを含めて検討していきたい。

意見書（衆議院・参議院議長、総理、財務、総務大臣に提出）

厚生労働大臣に提出する意見書

深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書（総理、総務、文部科学、厚生労働大臣に提出）

意見書の提出

3月定例会の開催日程(予定)

3月7日(金)～26日(水)

までの会期予定です。

3月7日(金) 本会議（議案説明等）
26日(水) 本会議（委員長報告・討論・採決）

※一般質問・委員会等の日程は未定です。

※日程は変更になる場合もありますのでご了承ください。